

令和8年度第2回新任認定調査員研修会開催要項

- 1 主催 福島県保健福祉部高齢福祉課
- 2 実施形式 Zoomミーティングによるオンライン研修
- 3 研修日時 令和8年7月29日（水）13:30～16:30
（※研修時間は3時間程度を予定しています。）
- 4 内容 (1) 本県における介護保険制度の運営状況
(予定) (2) 要介護認定の基本事項
(3) 認定調査の実施方法
- 5 受講料 無料
ただし、研修受講のためのオンライン整備費用や通信料は受講者負担
- 6 受講対象者
 - (1) 市町村職員（市町村直営設置の地域包括支援センター職員を含む）
 - (2) 介護支援専門員（有効期間内の介護支援専門員証所持者に限る）
 - (3) 指定市町村事務受託法人で認定調査員として従事する予定の者で介護保険法施行規則第113条の2第一号又は第二号に規定される者。かつ、介護に係る実務経験が5年以上である者

ただし、次のア～オのいずれかに該当する方は対象となりません。

ア 本県において平成14年度（平成15年3月）以前に介護支援専門員の資格を取得した方

※平成14年度以前の介護支援専門員資格取得者は実務研修のカリキュラムに本研修が組み込まれていたことから、既に従事要件を満たしている（調査員資格を有している）ので本研修の受講対象外となります。

イ 令和8年度に認定調査に従事する予定がない方（福島県内の市町村から調査を受託する予定のない方）。

ウ これまでに開催した福島県主催の新任認定調査員研修を既に受講済の方。

エ 本県以外で介護支援専門員の資格を取得した方であって、当該都道府県において新任認定調査員研修（実務研修のカリキュラムに組み込まれている場合を含む）を受講済の方。

オ 介護保険法施行規則第40条第5項各号に掲げる要件を満たさない方。

7 受講申込について

(1) 申込方法

ア 市町村は、職員及び委託先事業所等の受講希望者を取りまとめの上、申込期間内に別紙受講申込書を電子データで所管する保健福祉事務所へ送付してください。

イ 認定調査を受託する事業所は、受講希望者を取りまとめ、別紙受講申込書を電子データで委託元市町村へ送付してください。また、申し込む際は、受講希望者が重複することのないようご注意ください。

(2) 申込期間

ア 市町村

別紙通知文のとおり

イ 認定調査を受託する事業所

令和8年7月3日(金)

※ただし、市町村において申込締切の期限を設定する場合、市町村期限を優先する。

(3) 問い合わせ先 福島県高齢福祉課 介護保険者担当

メールアドレス：kaigohoken@pref.fukushima.lg.jp

(4) 申込期間を過ぎての受講申込はお受けできません。

8 受講決定について

研修開催1週間前までに、市町村へ受講決定者名簿を送付します。

9 その他

(1) 同じ職場から複数の方がお申込みになる場合、お申込者ごとに異なるパソコンやタブレットが必要です(研修中にグループワークを行うため)。

個別のパソコンやタブレット等をご用意できない場合は、お申込み前にメールで高齢福祉課へご相談ください。

(2) 研修資料などは、研修開催2日前までに県高齢福祉課ホームページへ掲載します。

なお、研修参加に必要なZoomのミーティングID及びパスコードは、別途市町村へメールでお知らせします。

(3) 研修には、カメラ付きのパソコンまたはタブレットでご参加ください。Wi-Fi(無線LAN)を使用すると、ルーターからパソコン等までの距離が遠い場合、電波が届きづらく、声が途切れたり、回線が切断されることがあります。できるだけインターネット回線が安定している場所からご参加ください。

(4) 研修動画の配信は行いません。

(5) 研修修了証等は発行しません。

(6) 研修の受講決定者名簿及び修了者名簿は福島県全市町村へ提供します。

(7) お問い合わせは、メールのみ受付いたします。

(8) 研修動画の録音、録画、ダウンロード及び、研修資料の二次使用、インターネット上へのアップロード等の行為は禁止します。これらの行為は著作権や肖像権の侵害となります。

(9) Zoomの接続方法、パソコンの設定・操作方法、インターネット環境等に関するお問い合わせはお受けできません。

【県ホームページURL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/youkaigonintei.html>

※ Google等の検索は「福島県介護認定従事者向け情報」と入力してください。

該当ページを開いたら、受講研修名が記載してある部分まで下にスクロールしてください。